様式第39号（解体業及び破砕業）

誓約書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住所

 氏名

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

 電話　　　　(　　　)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第７号）第57条の２で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

３　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号））で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）第６条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

４　使用済自動車再資源化法第66条（使用済自動車再資源化法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第14条の３の２（廃棄物処理法第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

５　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

７　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が１から６までのいずれかに該当するもの

８　法人でその役員又は政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

９　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10　個人で政令第５条で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの